

## 第10－2節 特定小規模施設用自動火災報知設備

### 1 特定小規模施設用自動火災報知設備

自動火災報知設備は、受信機を中心として信号のやり取りや電力の供給、火災時の警報や表示を行うシステムとなっており、その作動の流れは、感知器から（必要に応じ中継器を介して）火災信号を受信機へ送り、受信機の表示機能により防災センター等において火災の発生を表示・警報するとともに、受信機の地区音響鳴動装置により防火対象物内に配置された地区音響装置を鳴動して警報を発するものであり、特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては、従来の自動火災報知設備と次の点において異なる。

- (1) 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができること。
- (2) 建物構造等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点で特に重要と考えられる場所に感知器を設け、受信機での感知場所の表示は必ずしも要しないこと。
- (3) 電源供給やシステムの状態確認など受信機が担っているシステムが他の方法でも確保できる場合は、受信機の設置を必ずしも要さないこと。

### 2 用語の定義

#### (1) 特定小規模施設

次に掲げる防火対象物であつて、省令第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

ア 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が300㎡未満のもの。

(ア) 政令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第一(5)項イ，(6)項イ(1)から(3)までおよび(6)項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 政令別表第一(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る。）

イ 政令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号および第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）および省令第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

(ア) 政令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第一(5)項イ，(6)項イ(1)から(3)までおよび(6)項ロに掲げる防火対象物

(ウ) 政令別表第一(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、または宿泊させるものに限る。）

ウ イに掲げる防火対象物以外の政令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物（同表(5)項イおよびロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの。

#### (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備

特定小規模施設における火災が発生した場合において、当該火災の発生を感知し、

および報知するための設備をいう。

### 3 受信機

「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）」（以下「特定小規模自火報告示」という。）第2第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) すべての感知器が「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）」（以下「感知器等規格省令」という。）第2条第19号の6に規定する連動型警報機能付感知器（以下「連動型感知器」という。）であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができること。
- (2) 第10節自動火災報知設備1を準用すること。

### 4 警戒区域

警戒区域は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）」（以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項第1号によるほか、次によること。

- (1) 二の階にわたる特定小規模施設については、階段室等も含めて全体を一の警戒区域（一辺の長さが50m以下に限る。）とすることができるものであること。
- (2) 第10節自動火災報知設備1.(5)を準用すること。

### 5 感知器

感知器は、特定小規模施設省令第3条第2項第2号および特定小規模自火報告示第2第1号に規定するほか、次によること。

#### (1) 感知器の設置

ア 特定小規模施設省令第3条第2項第2号イに規定する「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、事務室、会議室、応接室、調理室、食堂、診察室、リハビリ室、作業室、汚物処理室、洗濯室、宿直室、カラオケ室、遊戯室、談話室、個室等が該当するが、玄関、便所、車庫、更衣室等は含まれないものであること。

なお、洗面所および脱衣室等で、洗濯機または乾燥機等を設置する場合は、居室等に該当するものであること。

イ 特定小規模施設省令第3条第2項第2号イに規定する「収納室」とは、押入、物入、納戸、リネン庫、クローゼット等が該当するものであること。

ウ 特定小規模施設省令第3条第2項第2号ロに規定する「その他これらに類する室」とは、電気室、ボイラー室、空調機械室、ポンプ室、エレベーター機械室、乾燥室等が該当するものであること。

エ 特定小規模施設省令第3条第2項第2号ハに規定する「その他これらに類するもの」とは、エスカレーター、ダムウェーター等が該当するものであること。

オ 階段については、特定小規模施設省令第3条第2項第2号ハに規定する特定小規模施設以外についても、可能な限り感知器を設置すること。

#### (2) 感知器の選択

ア 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いることができる感知器は、スポット型感知器または炎感知器とされていること。

イ スポット型感知器を壁面に設置する場合は、特定小規模施設省令第3条第2項

第2号の規定により有効に火災の発生を感知することができるように設けなければならないことから、特に定温式のものについては公称作動温度が65度以下で特種のものとする必要があること。

ウ 感知器の選択は、第10節自動火災報知設備3.(1)を準用すること。ただし、特定小規模施設のうち、政令別表第一(6)項ロに存する台所は、特に一般住宅における規模および環境に類するものであることに鑑み、第10節自動火災報知設備別表1備考欄中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。」とある場所には、原則該当しないものとして取扱うことができるものであること。

## 6 中継器

中継器は、特定小規模自火報告示第2第2号の規定によるほか、第10節自動火災報知設備4を準用すること。

## 7 発信機

発信機は、特定小規模自火報告示第2第9号の規定によるほか、次によること。

(1) すべての感知器が連動型感知器で警戒区域が一の場合において、受信機を設けない場合には、発信機を設けないことができるものであること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線が一のものもしくはGP型3級受信機を設ける場合については、省令第24条第8号の2の規定により、発信機を設ける必要がないものであること。

(2) 第10節自動火災報知設備6を準用すること。

## 8 地区音響装置

地区音響装置は、特定小規模自火報告示第2第8号の規定によるほか、次によること。

(1) すべての感知器が連動型感知器で警戒区域が一の場合において、受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができるものであること。

また、P型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のものもしくはGP型3級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合については、省令第24条第5号の規定により、地区音響装置を設ける必要がないものであること。

(2) 第10節自動火災報知設備7を準用すること。

## 9 電源

電源は、特定小規模自火報告示第2第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 自動火災報知設備の電源は、蓄電池または交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとされているところであるが、受信機において無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった旨を確認することができる場合は、一次電池を電源とすることができること。

この場合において、一次電池を電源とする無線式感知器等が有効に作動できる電圧の下限値となった場合には、当該無線式感知器等を交換するか、または電池を交換すること。

(2) 常用電源を交流低圧屋内幹線から供給する場合は、第10節自動火災報知設備 1.

(1). アを準用すること。

(3) 常用電源を蓄電池から供給する場合は、第10節自動火災報知設備 1. (1). イを準用すること。

#### 10 非常電源

非常電源は、特定小規模自火報告令第2第7号の規定によるほか、受信機を設ける場合は、第10節自動火災報知設備 1. (2)を準用すること。

#### 11 配線

配線は、特定小規模自火報告令第2第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 「感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できる」措置とは、受信機において断線等が確認できる場合のほか、連動型感知器により受信機の設置を要しない場合に、当該連動型感知器自体に断線等があった場合に電源灯の消灯等により、断線等を確認できるように措置されたものが該当するものであること。

なお、従前どおり送り配線の方式でも構わないこと。

(2) 第10節自動火災報知設備 9を準用すること。

#### 12 警報機能付感知器に関する留意事項について

(1) 感知器等規格省令第2条第19号の5に規定する警報機能付感知器および連動型感知器は、火災信号または火災情報信号を受信機、感知器等へ発信する機能を有し、法第17条第1項に規定する消防用設備等として構成されるものであり、かつ、政令第37条第7号に規定する火災報知設備の感知器として検定対象機械器具等の感知器として感知器等規格省令に適合することが必要となるものであり、住宅用火災警報器（以下この節において「住警器」という。）と異なるものであること。

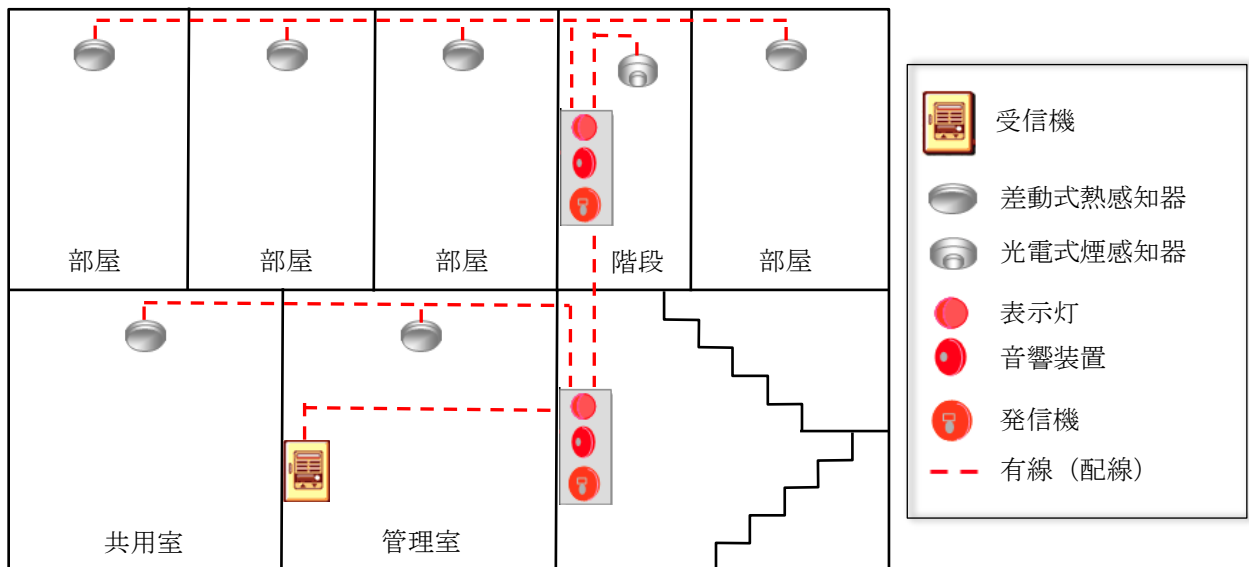
なお、住警器との製品上の判別については、警報機能付感知器および連動型感知器は、法第21条の9第1項に規定する型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているほか、感知器等規格省令第43条第1号ヨまたはタの規定により、「警報機能付」または「連動型警報機能付」と表示が付されることになっていることから、これにより確認が可能であること。

(2) 省令第23条第4項第7号の6イからニのいずれかに該当する連動型感知器は、政令第21条に規定する自動火災報知設備の感知器として用いることができず、特定小規模施設用自動火災報知設備における感知器としてのみ用いることができるものであること。

当該連動型感知器には、感知器等規格省令第43条第1号レの規定により「特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない旨」が表示されることになっていることから、これにより製品上の判別が可能となるものであること。

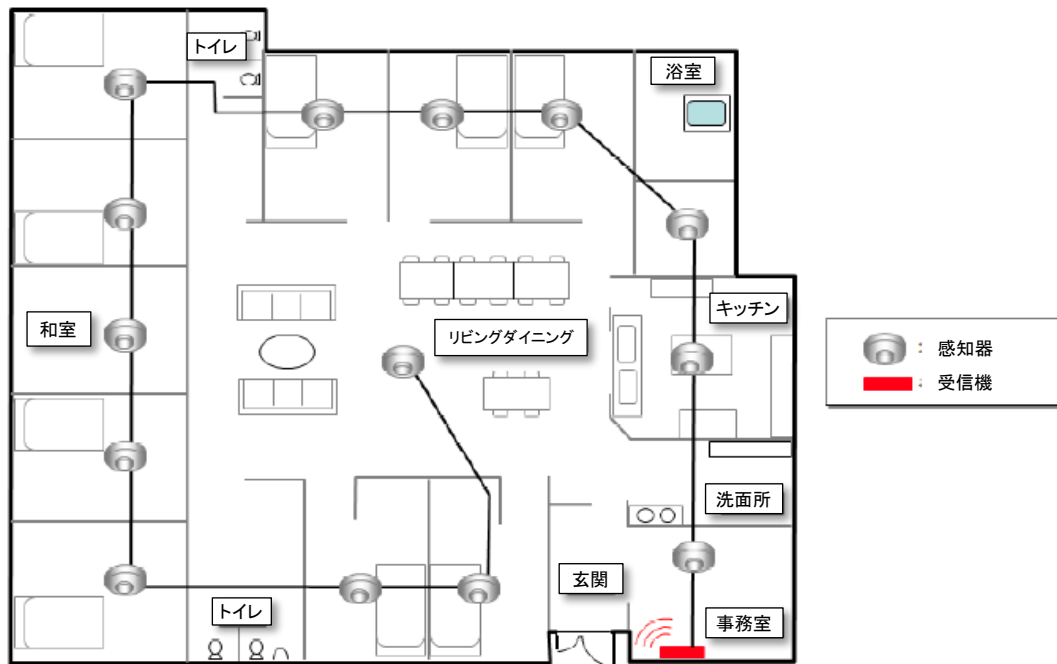
#### 13 構成例

(1) P型2級受信機のうち、接続することができる回線が三の受信機を設けたもの（第10-2-1図参照）



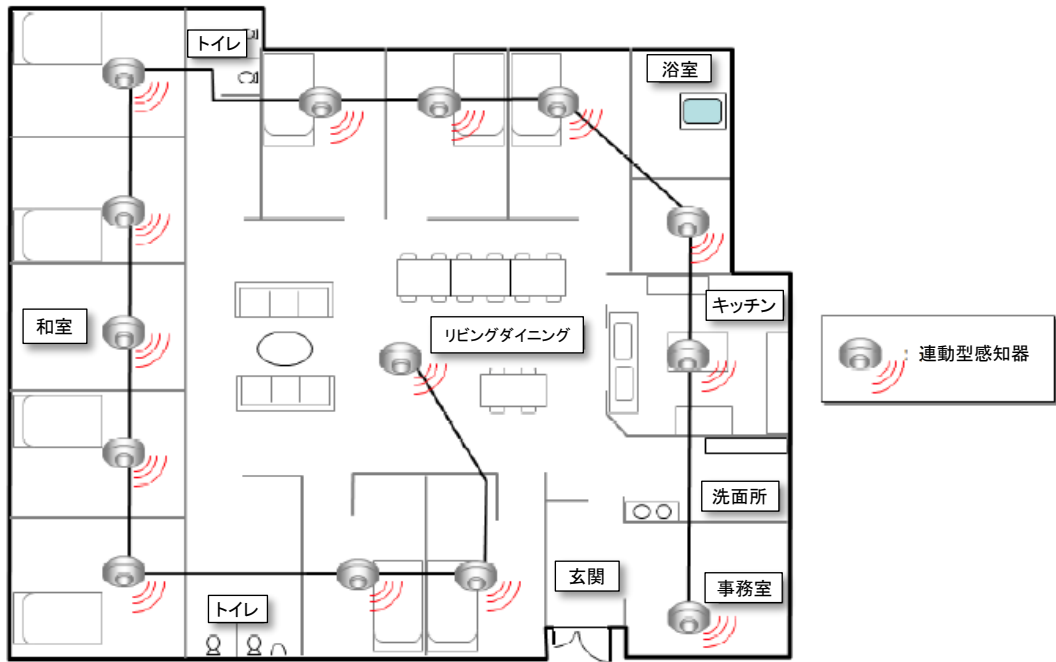
※ この場合、警戒区域が3であることから、発信機・地区音響装置の設置が必要  
 第10-2-1 図

(2) P型2級受信機のうち、接続することができる回線が一の受信機を設けたもの  
 (第10-2-2 図参照)



※ この場合、警戒区域が1であることから、発信機・地区音響装置の設置が不要  
 第10-2-2 図

(3) 連動型感知器を設けるもの (第10-2-3 図参照)

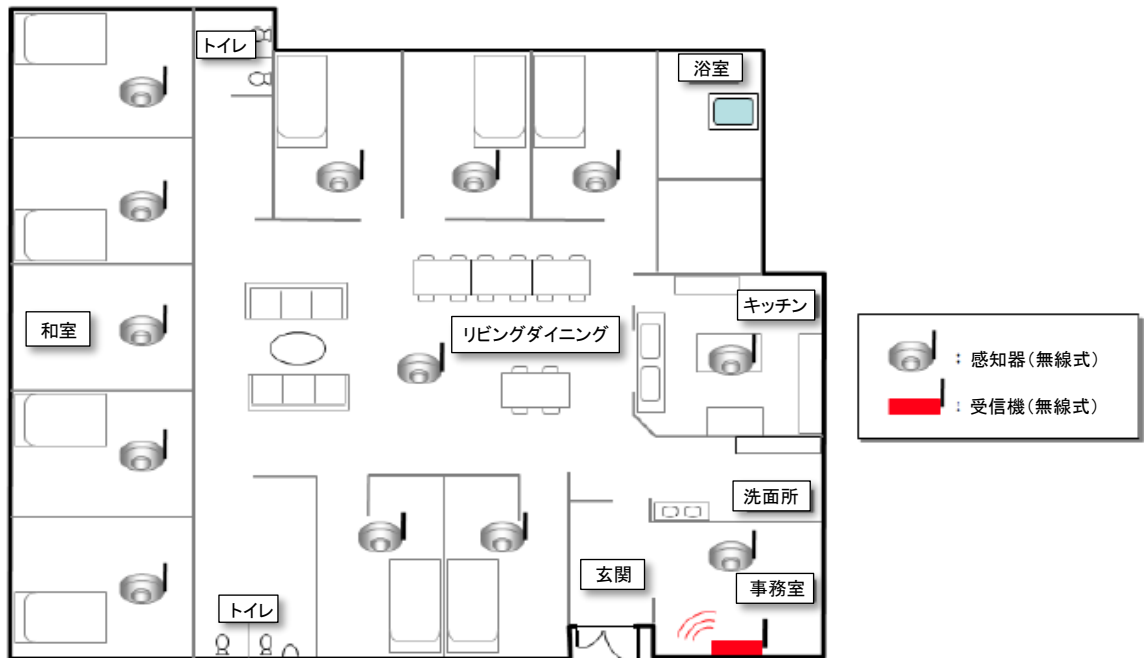


第10-2-3図

※ この場合、すべての感知器が連動型感知器で、警戒区域が1であることから、発信機・地区音響装置の設置が不要

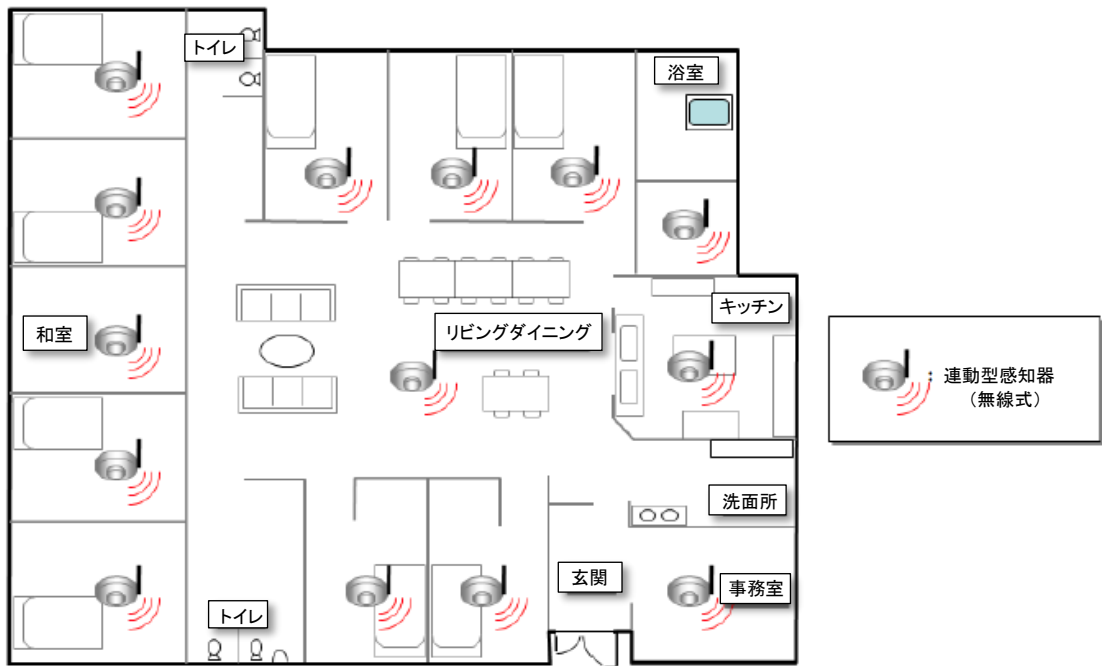
(4) 無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備の構成例

ア 無線式の感知器および受信機による特定小規模施設用自動火災報知設備 (第10-2-4図参照)



第10-2-4図

イ 無線式の連動型感知器による特定小規模施設用自動火災報知設備 (第10-2-5図参照)



第10-2-5図